

## 建設水道委員会会議録

### 1. 開催年月日

平成26年10月 9日 開会 9時58分 閉会 10時 9分

### 2. 開催場所

委員会室

### 3. 出席委員名

竇 戸 利 昭	三 輪 順 治	柳 井 一 徳	惣 台 己 吉
大 滝 文 則	藤 原 清 和		

### 4. 欠席委員名

な し

### 5. その他の会議出席者

(1) 議 長 宮 地 俊 則

(2) 副議長 上 野 安 是

(3) 説明員

副 市 長	三 宅 生 一	建設経済部長	田 邊 義 博
水 道 部 長	笠 行 真太郎	建設経済部次長	妹 尾 福 登
水 道 部 次 長	森 本 謙 一	商工観光課長	谷 本 悅 久
農 林 課 長	谷 昌 彦	芳 井 支 所 長	三 宅 孝 一
美 星 支 所 長	金 高 常 泰	上 水 道 課 長	藤 井 譲
都市建設課参事	加 賀 洋 一	上 水 道 課 参 事	田 中 伸 廣
上水道課長補佐	井 岡 和 浩	都市建設課主幹	田 中 大 三

(4) 事務局職員

事 務 局 長	三 宅 道 雄	事 務 局 次 長	岡 田 光 雄
主 任	藤 井 隆 史		

### 6. 傍聴者

(1) 議 員 河合謙治、三宅文雄、坊野公治、佐藤 豊、森本典夫

(2) 一 般 0名

(3) 報 道 1名

### 7. 発言の概要

委員長（竇戸利昭君） 皆さんおはようございます。

少々時間が早いようですが、ただいまから建設水道委員会を開会いたします。

初めに、副市長のごあいさつをお願いします。

**副市長（三宅生一君）** 皆さんに、改めましておはようございます。

きょう10月9日は語呂合わせもありまして、道具の日ということもあるようあります。私の大学時代の友人で栃木県庁を早期に退職し、宇都宮で古民家を改装して喫茶店を開いている者がいます。数年前に東京で出会わせたわけですが、開店前に東京浅草のかっぱ橋の道具街に行っていろいろなものを仕入れたと、道具を買ったということ、それにつき合ったことがあります。非常に技術力が高く、さまざまな調理の道具があるんだなというふうに思って、非常に日本の技術の高さ、こういうものを肌で感じたところでもあります。とにかく井原においてもものづくりで一つの時代をなしてきたわけでありますが、イバラノミクス16本の矢もさることながら、さまざまな手を打って地域づくりに頑張っていきたいというふうにも思っています。

さて、先日ノーベル物理学賞ということでもあります、非常に日本がある意味沸いた、誇りに思うという、そういったこともございました。

そうした中で、本日は建設水道委員会を開催いただきました。皆様方にはご多用の中、お集まりをいただきまして、まことにありがとうございます。この委員会に付託されております事案ですが、条例が1件ということになっております。慎重に審議をいただきながら、適切なご決定を賜りますようよろしくお願ひを申し上げたいというふうに思います。

なお、お手元に定例会報告事項ということで資料がございますが、後ほどお目通しのほうよろしくお願ひ申し上げたいというふうに思います。本日はどうぞよろしくお願ひします。

〈議長あいさつ〉

〈議案第48号 井原市営住宅条例の一部を改正する条例について〉

**委員（三輪順治君）** それでは、今回の改正につきまして大きく6条関係と9条関係があるんですが、1つちょっとお願ひしたいと思います。私も改めて井原市の市営住宅条例を読ませていただきました。相当厚いものです。これかなり読み込まんとわからないので、理解が不足してる点があって、質問に誤解を生じるところがあればお許しをいただきまして、その前提でちょっと二、三点質問させていただきます。

まず、第6条関係でございますが、今回法律の改正に伴うて改正をするというご説明ではあるんですが、いわゆる中国残留邦人等の円滑なこの云々長い名前になつてますね。中国残留邦人についてはつらい思いをされて日本に帰られて、言語も習慣もいろいろな形で変わってきた方をお救いするということで、いろんな経済支援や住宅支援があると思います。その中でございますが、現在の市営住宅はたしか700から800ぐらいあったと思います。市

が管理しとるんが 800 程度ですか、市営住宅として市が建設したのが 700 ぐらい、70 ぐらいです。この中に、現在、改正前でございますが、中国残留邦人等がお入りになってる世帯数、わかりますでしょうか。

建設経済部次長（妹尾福登君） ちょっと手元に資料がございませんので、ちょっと調査しまして、ご報告させていただきます。

委員（三輪順治君） 関連するので、ちょっと、それで今回改正することによって、特にこの特定配偶者の自立の支援に関して、いわゆるこの第 6 条は入居要件の中の一つの条件を示して、いわゆる特約項目、項数ですね。この中にいろいろアからずっとあります、何か 8 つか 9 つあります、その中の一つとして、今回これを改正することによって市営住宅の管理運営に関してどの程度影響があるのかというのもあわせてお聞きしたいので、先ほどのお答えとあわせてお願ひしたいというふうに思っています。たしか市営住宅には収入要件とか、あるいは市税滞納していないこととか、その他いろいろあると思うんです。その中でないところで今 6 条の中に、私が条例読ませていただいたら、ア、イ、ウ、エ、オからずっと 9 つぐらい項目があります、その中のオというところがありますね。これをまず該当者が今何人いらっしゃって、この条例を改正することによって新たにそういった住宅のほうにお迎えせにやいけんような世帯が今ないのか、あるいはこれから用意をしといていつでもおいでになるようにするなんか、いろいろ募集人があると思いますが、それをお尋ねしておるんです。意味はおわかりですね。

建設経済部次長（妹尾福登君） 先ほどの資料今手元にございませんので、一緒にお答えさせていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

委員長（簗戸利昭君） 時間がかかりますか。

建設経済部次長（妹尾福登君） 少し時間がかかります。

委員（三輪順治君） ほんなら、次の 9 条の関係もついでに言つときますんで、あわせて資料が多分要ると思うんで、私から余り苦言を呈してもいけないんですが、条例の審査しようるんですから、基礎的に必要な資料はお持ちくださいね。

9 条は入居者の選考というところで、ここで新たに特に母子家庭に加えて父子家庭、父子ですね、父子家庭、あるいは配偶者のない女子または寡婦福祉法の 6 条第 2 項に規定する配偶者のいない男子と、こうなってます。現在ひとり親世帯の入居者が市営住宅の中で何世帯いらっしゃるん。この条例をこういうふうに改正して、10月1日、遡及適用でございますが、そうすることによって新たに該当すると思われるような世帯の数が幾らぐらいと今把握されてるのか。また、高齢に伴うて足腰が弱ったり、いろんな医療的な症状も出ます。それに伴うて、恐らく優先的に市営住宅、公営住宅の入れかえの際の非常に優先的に対応せにやいけんような要件になってくると思います。そうなった場合に市のほうのお考えがどうであ

るか。以上、まとめて結構でございますので、お答えをお願いしたいと思います。

建設経済部次長（妹尾福登君） 母子世帯と父子世帯の件数ということではあります、母子世帯につきましては36件、父子世帯については1件ということではあります。世帯についてはそういうことではあります。

第6条関係なんんですけど、中国残留世帯の数はゼロ人です。

それから、これに対する改正によって影響はということなんですが、これは入居者の資格が追加されたということになるんで、今も中国人の方がゼロということなんで、影響はないと思います。

それから、第9条の4項ですけども、先ほど母子世帯が何名というお答えをさせていただきましたけど、これ訂正させていただきます。これは23年度から26年度までの申込件数における母子世帯が23年度に10人、24年度に15人、25年度に10人、26年度に1人と、それから父子世帯が26年で1人ということで、それが合計36名でありまして、母子世帯が全員で幾らかというのは、応募ということではございませんでした。

委員（三輪順治君） 今入居されてる……。

建設経済部次長（妹尾福登君） 今のは。

委員（三輪順治君） 私が質問したのは現在の公営住宅に入居されてる方でひとり親世帯と言われるとるもんありますね、その中の母子世帯、父子世帯の数を聞きよんです。現在入居されるとる方ですよ。

建設経済部次長（妹尾福登君） 方ですね。

委員（三輪順治君） 申し込みじゃありません。

建設経済部次長（妹尾福登君） 济みません、ですから、先ほどの36名は訂正させていただきます。

委員（三輪順治君） はい、わかりました。

建設経済部次長（妹尾福登君） それで、これに対しての影響の話でしたけど、申し込みの資格で父子世帯の先ほどの項目が追加されたということで、現在入居も戸数も空き部屋があいとるということ、それからこれで優遇されるというのは、抽せんが同室に2人の方が申し込まれたときに抽せんが優遇されるということになるだけありますので、現在のところそう影響はないというふうには考えております。

委員（三輪順治君） わかりました。そのお考えわかりましたんで、特に立法措置で改正もされてますから、その趣旨踏まえてよろしくお願いしたい、していただきたいと思います。

それから、私が当初質問したのは、ひとり親世帯の入居者のうちで、現在その内訳として、代表的には父子世帯、母子世帯を考えられるんですが、その世帯数をまずお教えください

いというて言うたんです。

それから、参考までに、これは今回関係ない、全国で大体この中国残留邦人というのは何人ぐらいですか。これはええです。これは今訂正、やめます。井原市におけるひとり親世帯の内訳を教えてください。入居世帯の。

**建設経済部次長（妹尾福登君）** 今ちょっと資料がございませんので、それは調査させていただいております。改めてというか、資料を提出させてもらいます。

**委員（三輪順治君）** 口頭でいいよ。

**建設経済部次長（妹尾福登君）** 資料の口頭で。

**委員（三輪順治君）** 6条は、じゃ、それで私はいいんですが、他の委員さんがよければ、それでいいと思います。

9条の関係でいわゆるちょっと耳なれない言葉で、最後の改正条例の最後に配偶者のいない男子とあるんですが、この配偶者のない男子という定義を教えてください。

**建設経済部次長（妹尾福登君）** 配偶者のいない男子ということですが、離婚した男子であって、現に婚姻をしていない者、配偶者の生死が明らかでない男子、配偶者から遺棄されている男子、配偶者が海外にあるためその扶養を受けることができない男子、配偶者が精神または身体の障害により長期にわたって労働能力を失っている男子、前各号に掲げる者に準ずる男子であって、政令で定める者ということになっております。

**委員（三輪順治君）** 私は新しい言葉で、委員さんは意味がわかっていらっしゃると思います。私がわからないんで聞いたんですが、そうすると、この年齢というのは、例えば親と例えば死別して、自分が未婚であると、大きく言えば、平たく言えば、そういう対象ですね。それは年齢制限というのではないですか。

**建設経済部次長（妹尾福登君）** 今回の入居に関する、選考に関する中の条件としましては、その男子が20歳未満の子を扶養しているということになっております。親の今の、ですから、年齢制限はない。

**委員（三輪順治君）** 例えば40歳でもそういう方がいらっしゃったら、いわゆる準父子世帯ですよね。その方は優先的に入居条件、資格を満たすと。いわゆる入居のためのいわゆるこの選考に際しては配慮すべきものであるという認識でよろしいんですか。

**建設経済部次長（妹尾福登君）** 先ほども言いましたけど、20歳未満の子を扶養しているということになりますんで、その方が40歳で20歳未満の子を扶養しているということになれば該当すると思います。

**委員（三輪順治君）** そういう方が条例で対象を整えておけばいいんですけども、これから将来のことわかりませんが、法律の改正も多分予見しながら改正しとるはずなんですが、井原市においては該当するような方が出てくる可能性の見込みはどうお立てになってま

すか、現時点。

建設経済部次長（妹尾福登君） 26年度において父子世帯として1名の方が申し込みに来られたということありますので、今後も申し込みに来られるというふうには考えております。

委員（三輪順治君） 以上です。

〈なし〉

委員長（簗戸利昭君） 答えは後でお願いいたします。

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 原案可決〉

委員（惣台己吉君） 副委員長のあれで、ほかの議員さんはみんな知つとられると思うから私があえて質問するんですけど、それはどういう意味ですか。私はばかにしょんかと思っておりました。

委員（三輪順治君） 決してそういうことではなくて、僕にとっては新しい言葉なんで、皆さん質問ないとおっしゃったんで、私はあえて聞いたんです。そういうことで大意はありませんから、よろしくお願ひします。

委員長（簗戸利昭君） 以上で議案の審査は終了いたしました。

なお、委員会報告書につきましては、委員長にご一任願いたいと思います。

〈異議なし〉

委員長（簗戸利昭君） ここで執行部の方にはご退席をお願いしたいと思いますが、何かございましたら発言をお願いをいたします。

建設経済部次長（妹尾福登君） 失礼します。

報告を1件させていただきます。

平成26年2月議会にお示ししておりました日芳橋の塗装修繕ですが、平成20年度に維持修繕計画のために委託したコンサルタントの作成資料をもとに予算計上しております

した。全面塗装を本年度 1 カ年で行うというふうに説明をしておりました。本年度事業実施に当たりまして、鋼橋の防食に係る塗装の仕様が変更されたこと、平成 20 年度の調査から 6 年経過していること、の 2 点から再調査を委託したところ、予想以上に腐食が進行している箇所が見つかりました。塗装だけでなく、部材の補強を要することが判明いたしました、また 20 年度の委託業務の一部に違算があったことも判明いたしました。そのため単年度で全面塗装を行うこととしておりましたが、それを変更し、全面塗装に部材の補強も含めた事業に対する補助を国などにお願いし、事業年度を 26 年、27 年度の 2 カ年としたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

なお、採択になりましたら、補正予算あるいは平成 27 年度の当初予算でお願いすることとなりますので、その際もよろしくお願ひしたいという報告をさせていただきます。

### 〈なし〉

委員長（簗戸利昭君） ないようですので、執行部で何かございましたら。

副市長（三宅生一君） 終わりに当たりまして一言お札を申し上げたいと思います。

委員の皆様方には適切なご決定を賜りましてありがとうございます。さまざまなご意見を今後とも施策に反映していきたいというふうに思っております。

さて、台風 19 号がフィリピンの東海上にございます。900 ヘクトパスカルというのがけさの状況であります。中心付近の最大風速は 60 メートルというふうに聞いております。今後日本に直撃というような経路でありますし、13 日、これは体育の日の祝日でもあります、9 時あたりには宮崎の東沖に達するだろうというような予報もなされています。けさも危機管理監に万全な態勢をしくようにというふうにも指示をしておりますが、適切な対応を行って、減災に努めていきたいというふうに思っております。委員の皆様方におかれましても、自助、共助という観点からひとつよろしくお願ひ申し上げたいというふうに思います。

終わりになりますが、寒暖の差も出てまいりますので、くれぐれもご自愛をいただきながらご活躍していただきますようお願いを申し上げたいというふうに思います。

本日はどうもありがとうございました。

建設経済部次長（妹尾福登君） 先ほどの母子世帯が何世帯あるかということですが、今現在で 59 世帯です。

委員（三輪順治君） 父子はおってないん。

建設経済部次長（妹尾福登君） 父子は、今は母子で 59 ということです。

委員（三輪順治君） わかりました。ゼロじやねえんじやけんな。

委員長（簗戸利昭君） 1世帯じゃないんですね。ゼロ。

建設経済部次長（妹尾福登君） はい。

委員（三輪順治君） ええです。ありがとうございました。

委員長（簗戸利昭君） 執行部の皆さんには大変ご苦労さまでした。

〈所管事務調査〉

〈農産物の井原ブランド化について〉

委員長（簗戸利昭君） まず、前回までの委員会での協議事項のおさらいをいたします。

2班に分かれて、各所管事務調査事項における制度の把握、近隣市町との把握、現状の把握をまとめることと決定いたしました。

それでは、協議に入ります。

現在2班に分かれて資料作成を行っております。引き続き資料作成をし、資料が完成次第、協議を行いたいと考えております。

委員（藤原清和君） それぞれ班に分かれて今取り組んでおりますけども、先ほど委員長言われたようにでき次第にまた皆さん集まってやるということでいいと思いました。

〈なし〉

委員長（簗戸利昭君） ないようですので、引き続き資料作成を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〈異議なし〉

〈企業等誘致〉

委員長（簗戸利昭君） 次に、企業等誘致も同様でよろしいでしょうか。

〈異議なし〉

委員長（簗戸利昭君） 次に、次回の委員会、各班での協議会ではございますが、お配りしております農業班と企業班が、これが場所が記入している場所が違いますので、企業班の

ほうが10月20日、月曜日、10時からと、10月29日、10時からということでお願いをいたします。農業班については、10月27日に501会議室で13時30分から、同じく10月28日、同じく29日と13時30分からということです。

〈異議なし〉

委員長（簗戸利昭君）　　ただいま決定しました内容で進めたいと思います。  
皆さんよろしいでしょうか。

〈異議なし〉

委員長（簗戸利昭君）　　以上で本件については終わります。

〈議会への提案〉

〈回答案について協議〉

〈決定〉

委員長（簗戸利昭君）　　閉会に当たり、議長、何かございましたらお願いをいたします。

（議長あいさつ）

委員長（簗戸利昭君）　　以上で建設水道委員会を閉会いたします。  
ご苦労さまでした。

## 議会への提案について

回収場所	記入日	内 容
青野 公民館	6月23日	<p>我が家の菜園に立て続けに猿が出て、きゅうり、なす、ネギ等荒らされました。</p> <p>せっかく手をかけて作っても一瞬で荒らされたことに怒りを感じているのはわたしだけではないと思います。実際に野生の猿を目のあたりにしないと本気になれないかもしれませんぐ・・・</p> <p>今回は北山の近所の方も同等の被害だと聞いています。なんとか追い払う対策だけで無く猿を減らす対策はされていると思いますが早急に対応頂きたいと思います。特に最近は猿が人間に向かってきているようです。女性、子供、お年寄りへの被害が無ければいいのだと心配です。</p> <p>有害鳥獣駆除予算に1,238万円計上されているようですね期待しています。</p>

回答（案）

この度は、井原市議会へご提案いただきありがとうございます。

○○様からいただきましたご提案につきまして、大変遅くなり申し訳ありませんが、井原市議会から回答させていただきます。

鳥獣被害の防止対策につきましては、井原市鳥獣被害防止計画により、（1）捕獲等に関する取り組みと、（2）防護柵設置等に関する取り組みを行っております。

（1）捕獲等に関する取り組みでは、ニホンザルについては、被害地域からの通報により駆除班が出動し、銃器による駆除及び追い払いを実施しています。

自治会等が行う場合には、有害鳥獣捕獲柵の設置に伴う補助金制度があり、また、貸し出し用の有害鳥獣捕獲柵も備え短期間貸し出しを行い、個体数の削減を図っています。

（2）防護柵の設置等に関する取り組みでは、農作物の被害防止のため、農家が行うトタン柵、ワイヤーメッシュ、ネット柵及び電気柵の設置に対し、補助金を交付しています。

また、集落ぐるみで設置する営農団地へのワイヤーメッシュ柵の設置を国・県の補助事業により実施しています。

サルを見かけた場合には、「近づかない・目を見つめない・からかわない」等をしていただき、サルから危害を加えられないよう行動してください。

有害鳥獣の駆除等に関する予算については、上記の（1）（2）の取り組みを実施するために、ご承知のとおりの金額を計上しています。

有害鳥獣の駆除、追い払い及び防護に関するご不明な点、ご相談等がありましたら、市役所農林課（62-9523）までお問い合わせいただきますようお願いいたします。

回収場所	記入日	内 容
青野 公民館	8月21日	<p>いつもお世話になります。</p> <p>1件提案ですが、猿、イノシシ等の出現により、畠、田んぼ等の被害、また我が家では屋根の上を走り回る等困っていますが、有害鳥獣の補助金が補正で1,238万円から920万円に減っていますが、駆除に対しては縮減では無いですね。</p> <p>提案ですが、井原市広報いばらには最後のページに井原市の人口推移が掲載されていますが、これと同じ様に毎月の猿、イノシシの駆除（捕獲）数を掲載したらどうでしょうか。</p> <p>そうすることで、猿、イノシシの減っているのが誰でも目で見て確認出来ると思います。</p> <p>今では減っているのが分かりません。以前井原市のホームページに捕獲数が掲載されていると聞いたことがあります、市広報なら毎月確認できると思います。</p> <p>一考お願い致します。</p>

回答（案）

この度は、井原市議会へご提案いただきありがとうございます。

○○様からいただきましたご提案につきまして、大変遅くなり申し訳ありませんが執行部等に確認した結果をもとに井原市議会から回答させていただきます。

鳥獣被害の防止対策につきましては、井原市鳥獣被害防止計画により、捕獲等に関する取り組みと、防護柵設置等に関する取り組みを行っております。

お問い合わせの有害鳥獣の駆除等に関する予算につきましては、本年6月の市議会定例会において、920万円を補正（増額）し、合計で約2,200万円となりました。

この920万円については、市内の6地区へワイヤーメッシュを設置するための金額です。

サル及びイノシシの駆除（捕獲）数を広報いばら及び井原市のホームページに掲載、公表することについては、担当課に確認しましたところ、駆除（捕獲）数を掲載、公表することで、駆除（捕獲）数は明らかになりますが、サル等の総頭数が減少しているかどうかは、市内での総頭数、出生及び市内外からの出入りを把握しないとわからない状態でありますので、駆除（捕獲）数のみで頭数が減少していると判断されることは誤解を招く可能性があることが予想されることから、掲載、公表はしていませんとの回答がありました。

有害鳥獣の駆除、追い払いに関するご不明な点、お問い合わせ等がありましたら、市役所農林課（62-9523）までお問い合わせいただきますようお願いいたします。